

公立大学法人の歴史公文書についての覚書

——名古屋市を中心に——

堀田 慎一郎

はじめに

一 名古屋市の行政文書管理と歴史公文書

二 名古屋市立大学の行政文書

三 名古屋市立大学の歴史公文書を残すには

(一) 「常用文書」としての保存

(二) 大学史資料館への移管

(三) 名古屋市市政資料館への移管

四 名古屋市以外の状況

(一) 大阪公立大学（公立大学法人大阪）

(二) 愛知県の実況

おわりに

はじめに

二〇一一（平成二三）年四月に「公文書等の管理に関する法律」（以下、公文書管理法）が施行されたことにより、国立大学法人の機関アーカイブズにおける、歴史的に重要な公文書（以下、歴史公文書）については、これらを廃棄することなく確実に保存し、しかも国民が利用できるようにする、制度的な枠組みが明確になった。特に主要な国立大学の多くは、それぞれに内閣総理大臣から「国立公文書館等」の指定を受け、機関アーカイブズの整備を進めている^②。

これに対し、公立大学法人の機関アーカイブズについては、そもそも大学アーカイブズを持っている公立大学が少ない^③。ただ、二〇二〇（令和二）年に名古屋市立大学に大学史資料館が設置され、しかも筆者が名古屋市立大学の公文書館である名古屋市立大学市立資料館の公文書等専門委員を務めていることもあり、公立大学法人が歴史公文書を保存するにあたっての制度的な問題点を考える機会があったので、名古屋市や名古屋市立大学を主な事例として若干の考察を行いたい。

なお、機関アーカイブズは、親機関の歴史公文書に加えて、制度的には公文書には含まれないものの、親機関が作成した刊行物・印刷物資料もその重要な一角であるというのが筆者の持論であるが、本稿では割愛する^④。

また、筆者は名古屋市立大学内部での検討については知る立場に全くなく、本稿はあくまでも外部者による議論であること明記しておく。

一 名古屋市の行政文書管理と歴史公文書

名古屋市では、国の公文書管理法に相当する条例はないが、「名古屋市情報あんしん条例」（以下、情報あんしん条例）が制定されている。ただこの条例は、行政文書を適正に管理しなければならぬと述べるのみで、国の公文書管理法の内容に相当する事項は、同条例施行規程及び同条例施行細則で定めている。

保存期間が満了した、歴史的に重要な行政文書（以下、歴史公文書、ただし名古屋市ではこの用語は使われていない）の処遇について定めるのは、情報あんしん条例施行規程第四五条である（本稿【資料1】）。これによると、名古屋市の公文書館である名古屋市政資料館は、廃棄が決定した行政文書の目録を確認し、その中から歴史公文書と認められるものの移管を希望することができる。そして、条文を素直に読めば、事務組織はその市政資料館の移管希望を拒否することはできないようである。⁵⁾

市政資料館に移管された歴史公文書は、名古屋市が作成・取得してから三〇年が経過するまでは、目録を含めて公開されない。この三〇年が経過するまでの期間を、市政資料館では「閉鎖期間」と呼んでいる。⁶⁾ただこの閉鎖期間は、行政文書を市民がチェックできないブラックボックスになる恐れがあり、改善の必要があろう。⁷⁾また、市政資料館における歴史公文書の公開についても、公文書管理法のように市民の請求権の範疇に入っておらず、煎じ詰めれば任意の行政サービスの位置づけになっている。名古屋市でも、歴史公文書が市民の知的財産であることを明確にし、その公開を義務化した形で公文書管理条例の制定が待たれるところである。⁸⁾

二 名古屋市立大学の行政文書

情報あんしん条例は、その第二条（本稿【資料2】）において「行政文書」を定義している。そこには、「当該実施機関の職員が組織的に用いるものとして、当該実施機関が管理しているものをいう。」とある。

ただ、名古屋市立大学（以下、名市大）は、二〇〇六年四月に地方独立行政法人である公立大学法人となった。名市大の公文書は、この「行政文書」に含まれるのかという問題がある。しかし、情報あんしん条例第二条には「実施機関」の定義があつて、そこには地方独立行政法人が明記されている。したがつて、名市大の公文書は、情報あんしん条例のいう「行政文書」であることは明らかである。^①

それでは、先ほど述べたように、名市大の行政文書のうち歴史的に重要なものは、保存期間が満了したら市政資料館に移管されるのかといえ、どうもそうではないようである。情報あんしん条例施行細則第八条（本稿【資料3】）では、市の実施機関がそれぞれ設けることになっている「行政文書の管理に関する定め」は、同施行細則第九条から二五条までに規定する要件を満たすべきことが述べられている。そして、その中の第二四条には、歴史公文書を市政資料館に移管するための手続きが規定されている。ところが、地方独立行政法人については、第二四条を満たすべき要件から除外している。つまり、地方独立行政法人である名市大は、「行政文書の管理に関する定め」に、歴史公文書を市政資料館へ移管する手続きについて定める必要がないことになる。

実際、名市大の「行政文書の管理に関する定め」に相当する、「公立大学法人名古屋市立大学情報あんしん条例施行規程」には、市政資料館への移管のことは述べられていない。つまり、保存期間が満了した名市大の行政文書

は、条文だけを見ると廃棄されることになる。これは、廃棄してもよい、ではなく、廃棄しなければならない、のであつて、この廃棄義務は、歴史公文書が失われる要因になりうるものである。

以上のことから、名市大の歴史公文書は、名古屋市市政資料館への移管が想定されていないと考えられる。¹⁰⁾

三 名古屋市立大学の歴史公文書を残すには

それでは、名市大の歴史公文書を確実に後世に残すための方策について考えてみたい。なお、繰り返しになるが、筆者は名市大内の検討について知る立場に全くなく、以下の検討はあくまでも堀田の私見であつて、名市大当局の意向は一切入っていないことを強調しておく。

(一) 「常用文書」としての保存

まず、一つ目の方法として、歴史公文書を「常用文書」として、事務組織が無期限に保存することが考えられる。常用文書とは、事務組織で常時利用する必要があるもの、あるいは完結するまで相当長期間を要するものを指す。この場合、有期限の保存期間は定められないので、無期限に保存されることになる。この方法は、現行制度を変えずに実施できるという利点がある。実際、名市大の公文書管理に関する規則である「公立大学法人名古屋市立大学情報あんしん条例施行規程」には、常用文書というカテゴリーが設定されている。

ただ、問題点もある。その第一は、歴史資料にとって不適切な環境の中で保存されることである。これは名市大

に限らないが、事務組織の公文書の書庫にエアコン等を入れて温湿度管理することはまずないであろう。しかし、だからと言って、全ての書庫にそのような設備を整えるなどというのは、もちろん現実的ではない。

実はこれについて解決策があり、「常用文書」とした歴史公文書を、「中間書庫」で保存・管理することである。「中間書庫」とは、保存期間は満了していないが、実際の業務にはほぼ使わない公文書（半現用文書）のうち、歴史公文書に該当するものを一か所に集めて集中的に管理する書庫のことであるが、この中間書庫のみの環境を整えればよい。また、大学史資料館の書庫を中間書庫とすることも考えられる。例えば神奈川県は、県庁と公文書館が地理的にかなり離れているが、中間書庫（神奈川県では「中間保管庫」と呼ぶ）は公文書館の中に置かれている。

問題点の第二は、誰がどのように歴史公文書として「常用」にすべきと判断するかということである。これについては、判断するにあたっての基準を大学史資料館も参画して作成し、事務組織が判断に迷うようなことがあれば、大学史資料館が助言するような仕組みを作る必要がある。大学史資料館がすべての公文書をチェックするのが現実的ではないのであれば、同館が監督役になるような形が望ましいと考えられる。

問題点の第三は、常用文書は保存期間が満了していないため、制度的には事務組織における現用文書であることである。現用文書は名古屋市情報公開条例が定める、市民からの情報開示請求の対象になる。情報開示の際には、個人に関する情報を、基本的にすべてマスキングしなければならぬが、開示請求のされ方によっては、非常に面倒な作業となる。^① そもそも何十年が経過しても黒塗りだけでは公開できないのでは、歴史資料の価値が問われるし、マスキング作業を行う職員の負担が大きくなる。その点、名古屋市政資料館で公開されている歴史公文書は、もちろん個人に関する情報をすべて見せるわけではないが、経過年数によって段階的に制限を緩和していく措置が取られている。^②

(二) 大学史資料館への移管

二つ目の方法は、保存期間が満了した歴史公文書は、大学史資料館に移管し、同館が歴史資料として管理するというものである。これは、(一)の方法に比べると分かりやすい。

ただ、この方法には抜本的な問題がある。そもそも、市政資料館以外への歴史公文書の移管が、制度的に許されるのかということである。確かに、市政資料館以外への歴史公文書の移管を定めた名古屋市の条例や規則は、管見の限り存在しない。しかしながら、禁じている規則も確認できない。前述のように、情報あんしん条例施行規程で、歴史公文書の市政資料館への移管を義務づけながら、地方独立行政法人から市政資料館への移管は想定していないというのは、ある意味で名古屋市の制度の不備である。また、前述のように、市政資料館の歴史公文書は市民への公開が義務づけられていない。

そうだとすれば、国の公文書管理法に相当する公文書管理条例がない状態は本来望ましいことではないが、現状では歴史公文書の柔軟な取り扱いが許されるようにも思われる。事務組織の現用文書でもなく、市政資料館の歴史公文書でもない、「第三の形態」も許されるのではないか。検討の余地はあるように思われる。

(三) 名古屋市市政資料館への移管

三つ目の方法は、名古屋市市政資料館に移管することである。これは、単純かつ明快であり、制度的にも許されないことはないであろう。

もちろん問題点はある、まずそもそも市政資料館に書庫の余裕があるかということである。おそらく市政資料館も、一年にどのくらいの移管があるか計算したうえで書庫の整備なども考えていると思われる、その予定が狂ってし

まう可能性はある。

また、市政資料館に移管すると、名市大が利用しづらくなるということがある。もちろんしかるべき手続きを踏めば、利用はできるだろうし、貸し出しなども受けることはできると思われるが、名市大で保存するよりは不便にならざるを得ない。しかし、名古屋大学や岐阜大学が、東京の国立公文書館に移管した場合の不便を考えれば、それくらいは受忍できるのではないか。同じ市内に移管先の公文書館があるというのは、他の国公立大学に比べて非常に有利な状況なのである。¹³⁾

大学史資料館が市政資料館の分館のような形で歴史公文書を運用することはできないものか、という考えも浮かぶ。公文書管理法では、独立行政法人等も、指定を受けて「国立公文書館等」を設置することが可能であるが、実際に指定施設を設置している独立行政法人等は一三機関しかない。しかし、その一三機関のうち一二機関が国立大学法人なのである。名市大の大学史資料館が市政資料館の分館、あるいは指定施設になつても、何らおかしくはないと思われる。

四 名古屋市以外の状況

(一) 大阪公立大学（公立大学法人大阪）

名古屋市立大学以外で、大学アーカイブズを設置している公立大学に大阪公立大学がある。大阪公立大学は、大阪府立大学と大阪市立大学を前身とする。両大学は二〇〇六年度に法人化され、公立大学法人大阪府立大学、公立

大学法人大阪府立大学となった。その後、二〇一九年度に両大学を運営する法人が統合され、大阪府と大阪府が設置する公立大学法人大阪が発足した。さらに二〇二二年度から、両大学が統合され、公立大学法人大阪が運営する大阪公立大学となった。

名古屋市と大阪府は、歴史公文書に関わる制度が大きく異なっている。それは、大阪府が「大阪府公文書管理條例」という形で、明確に公文書管理條例を制定していることである。同條例では、特定歴史公文書（市の機関での保存期間が満了した歴史公文書）の公文書館での永久保存が義務付けられ、その市民への公開も義務化されている。

「公立大学法人大阪公文書管理規程」第三四条は、「主管課長は、保存期間が満了した保管文書のうち歴史公文書等（条例第二条第五項に規定する歴史公文書等をいう。以下同じ。）を編集したものについては、当該局等の総務課長又は庶務課長を経て速やかに大阪市長に引き継がなければならない。」と定めている。つまり大阪公立大学の歴史公文書は、保存期間満了後は大阪府公文書館への移管が想定されている。¹⁹なお、大阪府公文書管理條例は、地方独立行政法人等の法人公文書から歴史公文書を選定する権限を地方独立行政法人に委ねている（第二二条）。従って、公立大学法人大阪が歴史公文書を決定しない限り、公文書館には移管されない。²⁰

その一方で、同規程が定める文書の分類表（別表第二）を見ると、「本学の沿革記録に関する重要なもの」という項目があり、これは一〇年保存とされるが、その備考欄に「大学史資料室における資料保管については別途調整」とある。つまり大阪公立大学では、歴史公文書の処遇として、大阪府公文書館への移管と半現用文書としての保存という二つの方法があると考えられる。

もともと、同規程の補則には、「合併前の公立大学法人大阪府立大学公文書管理規則（平成一八年公立大学法人大阪府立大学規程第五号）に規定する公立大学法人大阪府立大学における公文書又は公立大学法人大阪府立大学文

書管理規程（平成一七年公立大学法人大阪府立大学規程第一一三号）に規定する公立大学法人大阪府立大学における文書の管理については、なお従前の例による。」とあり、大阪市立大学時代の歴史公文書の取り扱いがどうなっているかは確認できなかつた。¹⁶⁾

（二）愛知県の場合

愛知県では、二〇〇七年度から愛知県公立大学法人が設置され、同法人が愛知県立大学、愛知県立芸術大学、愛知県立看護大学を運営することになった。二〇〇九年度に、愛知県立大学に愛知県看護大学が統合されて現在に至る。ただ、愛知県立大学、愛知県立芸術大学ともに、管見の限り大学アーカイブズは設置されていない。また、愛知県公立大学法人の行政（法人）文書管理規程は、少なくとも同法人のウェブサイトでは公表されていないようである。

愛知県は、愛知県公文書館はあるものの、公文書管理条例は制定されていない。愛知県の公文書管理に関する規程は、「愛知県行政文書管理規程」である。その第二条によると、愛知県公立大学法人（地方独立行政法人）が作成・取得した公文書は、同規程の「行政文書」に明らかに該当する。

さらに同規程第六五条によると、当該行政文書が完結すると、事務組織（主務課長）がそれに歴史的価値があるかどうかを「愛知県公文書館公文書等管理規程」の第五条別表¹⁷⁾に基づいて判断し、当該行政文書の保存期間が満了すると、公文書館に移管することが定められている。さらに、「愛知県公文書館公文書等管理規程」第五条では、愛知県公文書館が、保存期間が満了する前の完結文書から歴史的価値があるものを選別することができるとされている。

そして注目すべきは、「愛知県公文書館公文書等管理規程」第二条において、公文書館が収集する公文書の中に、明確に地方独立行政法人の作成した公文書等が挙げられていることである。名古屋市と異なり、愛知県の公立大学法人の歴史公文書は、公文書館に移管する道が少なくとも制度的には開かれている。

おわりに

以上のように、公立大学の機関アーカイブズ、とりわけ歴史公文書の取り扱いについては、私立大学とはもちろん、国立大学とも異なる事情があることが分かった。ただ、公文書管理法に準拠した公文書管理条例が制定されている自治体であれば、制度的には国立大学に近い運用も可能である。また、公文書管理条例が制定されていない自治体でも、規程のレベルでそれに準じた状況を作っているケースも見られる。

その意味で、本稿で検討した三つの市や県のうちでは、歴史公文書を市民の知的財産と位置づけ、その公開を義務化した公文書管理条例がなく、なおかつ名古屋州市政資料館への移管も想定されていない名古屋市が、公立大学法人の歴史公文書にとつては制度的には最も問題点を抱えている。もちろん、自治体の条例や規則を制定・改正することは容易ではないし、名古屋市でも現行制度内においていろいろと対応に苦慮しているものと思われる。本稿は、あくまでもその前提となる制度的現状について考察したものである。

名古屋市では最近、戦前から戦後にかけての公文書群が、ダンボール一〇〇箱余りも見つかった。正確には、名古屋市が法人化した際に名古屋市から移管されたものが「再発見」されたのである。「名古屋市立大学および前身学校

関係史料」と呼ばれるこの資料群は、名市大ひいては名古屋市の機関アーカイブズや歴史編さんにとって、きわめて重要な役割を果たすであろう。⁽¹⁸⁾

ただ、この資料群が現存するのは、多分に偶然の要素も大きい。筆者は名市大の施策に関与する立場にないが、名市大でまさに現在作成されている歴史公文書が、確実に後世に残るような措置を取られることを願うものである。また本稿が、公立大学の機関アーカイブズのあり方の検討に少しでも資することができれば幸いである。

【資料1】 名古屋市情報あんしん条例施行規程 第45条（全文）

（廃棄）

第45条 行政文書の保存期間が満了した場合は、所管課長は、廃棄の決定を行い、廃棄文書目録を作成するものとする。延長後の保存期間を経過した行政文書についても、同様とする。

2 前項の規定により、廃棄の決定を行った所管課長は、文書管理システムにその旨を登録するとともに法制課長に報告しなければならない。

3 法制課長は、第1項の規定により所管課長が廃棄を決定した行政文書の目録を資料館の長（規則第2条第11号に規定する資料館の長をいう。以下同じ。）に送付するものとする。

4 資料館の長は、第1項の規定により廃棄の決定が行われた行政文書のうち、資料館（規則第2条第10号に規定する資料館をいう。以下同じ。）における歴史的資料として必要であると認められたものの資料館への引渡しを法制課長を通じて、所管課長に申し出ることができる。

5 前項の規定による引渡しの申出があったときは、次の各号に定める手続により処理しなければならない。

(1) 原課保存文書 所管課長が、当該行政文書に資料館引渡文書目録を添えて、資料館へ引き渡す。

(2) その他の保存文書 所管課長が、情報システムに保存されている行政文書にあつては情報システム管理者と、書庫に引継ぎ保存されている行政文書にあつては書庫主管課の長とそれぞれ協議して、当該行政文書に資料館引渡文書目録を添えて、資料館へ引き渡す。

6 前3項の規定により資料館へ引き渡した場合を除き、書庫主管課の長、情報システム管理者又は所管課長は、第1項の規定により廃棄を決定した行政文書その内容に応じ、溶解、裁断若しくは焼却又は電子計算機からの消去等復元不可能な方法によって、確実に廃棄しなければならない。この場合において、書庫主管課の長、情報システム管理者又は所管課長が行政文書の廃棄を本市以外の者に委託するときは、証明書等により受託業者等が確実に廃棄したことを確認するものとする。

7 第3項から第5項までの規定により資料館へ引き渡された文書の管理については、資料館の長が別に定める。

【資料2】 名古屋市情報あんしん条例 第2条 (抄)

(定義)

第2条 この条例において次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 実施機関 市長、議長、教育委員会、選挙管理委員会、人事委員会、監査委員、農業委員会、固定資産評価審査委員会、公営企業管理者、消防長及び市が設立した地方独立行政法人(地方独立行政法人法(平成15年法律第118号)第2条第1項に規定する地方独立行政法人をいう。)(以下「地方独立行政法人」という。)をいう。

(2) 職員 実施機関の職員(地方独立行政法人の役員を含む。)をいう。

(3) 市の保有する情報 職員が職務上作成し、又は取得した情報であって、職員又は実施機関が保有する全ての情報をいう。

(4) 行政文書 市の保有する情報のうち、実施機関の職員が職務上作成し、又は取得した文書、図画(写真及びフィルムを含む。)及び電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られた記録をいう。)であって、当該実施機関の職員が組織的に用いるものとして、当該実施機関が管理しているものをいう。

[5号以下略]

【資料3】 名古屋市情報あんしん条例施行細則 第8条・第24条

(行政文書の管理に関する定め)

第8条 条例第6条第2項に規定する行政文書の管理に関する定めは、次条から第25条まで(実施機関が地方独立行政法人の場合にあつては、第17条、第19条及び第24条を除く。)に規定する要件を満たすものでなければならない。

(資料館への引渡し)

第24条 廃棄を決定した行政文書のうち、資料館の長が歴史的資料として必要があると認められたものの資料館への引渡しの手続について定めるものとする。

注

- (1) 機関アーカイブズとは、アーカイブズ(文書館)を設置した親機関が活動に際して残した記録を評価選別し、歴史的に重要なものを保存する施設、もしくはは保存される記録史料群である。これに対し、特定のテーマに基づいて、現に存在する歴史的に重要である記録史料群を保存する施設、もしくははそこで保存される記録史料群を「収集アーカイブズ」とすれば、多くの大学アーカイブズは機関アーカイブズと収集アーカイブズの機能を兼ねた施設と言える。
- (2) 名古屋大学の状況については、堀田慎一郎「国立大学法人における機関アーカイブズの構築とその諸問題―名古屋大学の事例を中心に―(前編)」(『名古屋大学文書資料室紀要』第二四号、二〇一六年三月)、同「国立大学法人における機関アーカイブズの構築とその諸問題―名古屋大学の事例を中心に―(後編)」(『名古屋大学文書資料室紀要』第二五号、二〇一七年三月)などを参照。
- (3) 二〇二二年一月現在、全国大学史資料協議会に加入している公立大学は、大阪公立大学と名古屋市立大学の二大学にとどまっている。
- (4) これについては、堀田慎一郎「大学アーカイブズと『大学資料』(刊行物資料)―名古屋大学における理論と実践―」(『名古屋大学文書資料室紀要』第一四号、二〇〇六年三月)、前掲堀田「国立大学法人における機関アーカイブズの構築とその諸問題(前編)」、前掲堀田「国立大学法人における機関アーカイブズの構築とその諸問題(後編)」などを参照。公立大学の刊行物・印刷物資料については、富田美加「茨城県立医療大学に関する資料の受入れ及び収集における大学アーカイブズ構築上の課題」(『茨城県立医療大学紀要』第一九卷、二〇一四年三月)が、これを重視しつつ大学アーカイブズの構築を論じている。
- (5) 筆者が、名古屋市市政資料館の移管希望を事務組織が拒否することの有無について質問したところ、全くないことはないが、拒否するにしても、それは廃棄せずに事務組織で引き続き保存するべきものを誤って廃棄リストに載せてしまったとか、そういうケースがほとんどであるとのことであった。ただし、市政資料館が歴史公文書を評価選別できるのが、廃棄が決定した行政文書のみであることは望ましいとは言えない。レコードスケジュール(公文書管理法に言う行政(法人)文書ファイル管理簿)に

基づき、現用文書の段階からそれが歴史公文書かどうかを認識し、その判定には何らかの形で市政資料館が関与することが必要であろう。

(6) 「名古屋市政資料館の公文書等に関する管理規程」第七条。

(7) 「特定歴史公文書等の保存、利用及び廃棄に関するガイドライン」(二〇一一年四月一日、内閣総理大臣決定)が、特定歴史公文書の受入れ後、原則として一年以内に一般の利用に供するための措置を行うことを求めているのは、「閉鎖期間」が長くなることを防ぐためであると考えられる。

(8) 早川和宏「地方公共団体における公文書管理条例制定の状況と特色」(中京大学社会科学研究所アーカイブズ研究プロジェクト編「地方公共団体における公文書管理制度の形成―現状と課題」、公職研、二〇一七年、所収)は、公文書管理法の趣旨にのっとった公文書管理条例に最低限必要な、規則や規程ではなく条例で定めるべき五項目を挙げているが、名古屋市情報あんしん条例については、二項目は十分に満たしていない、二項目は不十分、一項目は満たしてないと評価している。この五項目のうち、「国立公文書館等に相当する組織を設け、特定歴史公文書等に相当する文書の保存・利用について定めていること」、「地方公共団体が保有する歴史公文書等の利用関係を、情報提供ではなく権利・義務の関係として定めること」の二項目については、歴史公文書の市政資料館への引き渡しは条例ではなく施行細則で定められていること、名古屋市政資料館条例が歴史公文書の利用・手続・制限事由のいずれも規則に委任していることにより、不十分であるとしている。

(9) 名市大の文書管理規則である「公立大学法人名古屋市立大学情報あんしん条例施行規程」では、行政文書ではなく、「法人文書」と呼称されているが、本稿では便宜上「行政文書」とする。

(10) 市政資料館の担当者にそのあたりのことを質問してみたところ、やはり名市大の歴史公文書は視野に入っていないような回答であった。

(11) ただし、その職務の遂行に係る情報における公務員等の職名や氏名については、マスクングの必要はない(名古屋市情報公開条例第七条一号ア)。

(12) 「名古屋市政資料館公文書等利用要綱」(同館の年報に所収)。

(13) ただ、第一章で述べたように、市政資料館には三〇年の「閉鎖期間」がある。これは撤廃されることが望ましいが、当面の措置として、作成後三〇年が経過したら市政資料館に移管することが考えられる。

(14) 大阪市公文書管理条例では、条文上、歴史公文書は市の機関から「市長」に引き渡され、しかるのちに公文書館で保存するという手順になっている。

(15) 大阪市公文書館に問い合わせたところでは、条例上は公立大学法人大阪から公文書館への歴史公文書の移管は可能だが、今のところ同法人からの移管希望の申入れがあったことはなく、その手続きも決められていないとのことであった。

(16) なお、本節の記述は、大阪公立大学のアーカイブズである大学史資料室に直接問い合わせた結果ではないので、あくまでも制度的なものであることを付記しておく。

(17) もつとも、この基準はきわめて簡略なものであり、実際にはさらに実務的な基準やマニュアルがあるものと推察される。

(18) 「名古屋市立大学および前身学校関係史料」については、『名古屋市立大学七〇年史』（名古屋市立大学、二〇二二年）所収（五〇七頁）の、吉田一彦「大学史の重要資料」を参照。なお、この資料群をどのようなカテゴリーで取り扱うかは難しい部分もある。その来歴からすれば、厳密には現用文書なのかもしれないが、その一方で名古屋市情報公開条例は一九八五年度以前に作成・取得された行政文書は適用外としており（附則二項）、この資料群の多くは情報開示請求の対象にはならない。もちろん、これを盾に名市大内部でしか利用できないようにすることは望ましくなく、個人に関する情報には留意しつつも、歴史資料として広く利用できるようにするべきであろう。

（ほった・しんいちろう 大学文書資料室）